

自動販売機設置事業者募集要項

(公財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構（以下「研究機構」という。）では、阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターに自動販売機を設置する事業者の公募を行い、一般競争入札によって設置者を決定します。

参加を希望される場合は、本募集要項のほか、入札説明書及び仕様書等をよく読み、内容を承諾した上で参加してください。

実施スケジュール

2月 2日 09:00	質疑受付開始
2月 9日 10:00～	現地確認
2月 10日 16:00	質疑受付終了
2月 13日 目途	質疑回答
2月 16日 10:00	申請提出開始
2月 17日 目途	Q&A 公表（ホームページ）
2月 19日 16:00	申請提出終了
2月 27日 目途	参加資格確認結果発送
3月 10日 11:00～	入札（I）
3月 10日 11:10～	入札（II）
3月 17日 16:00	使用許可申請期限
4月 1日 以降	契約開始

1 入札資格要件

次の要件を全て満たす法人に限り参加することができる。

（注）個人事業主及び個人は参加不可

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 4 号まで又は第 6 号の規定に該当しない者であること。
- (3) 神戸市内に本店、指定又は営業所を有していること。
- (4) 自動販売機の設置業務において自ら管理・運営する 3 年以上の実績を有していること。
- (5) 初期設置日は令和 8 年 4 月 1 日以降とし、日時は研究機構と事前に調整し、合意を得ておくこと。
- (6) 設置する自動販売機は、仕様書に定める規格・条件（災害救助ベンダー必須要件を含む）を満たすこと。

2 自動販売機設置料

(1) 設置者が研究機構に納入する「自動販売機設置料」は、次の各号に定めるものとする。

① 使用料

使用料は、区画（入札番号I又はIIの各貸付場所）につき1年12,000円（税込）とする。

ただし、使用期間が1か月に満たないときは、1か月として算定し、1年未満のときは、年間使用料の12分の1の額を月額とする。

② 売上手数料

契約期間中、当該区画に設置した自動販売機による飲料の売上金額（消費税及び地方消費税込）に、一定の率（落札した率）を乗じた額とする。

ただし、食品に関する売上手数料は0%とする。

また、仕様書3（6）に基づき無償提供した飲料は、売上金額に含めない。

③ 電気料

電気料は、区画につき月額1,000円（税込）とする。

なお、同一区画に飲料自動販売機1台及び食品専用販売機1台の計2台を設置する場合であっても、電気料は月額1,000円（税込）とする。

使用が1月に満たない月は、1月とみなす。

(2) 使用料は、契約後、年度毎に一括前納するものとする。

(3) 売上手数料は、売上実績に応じて毎月納付するものとする。

(4) 電気料は、年度毎に当該年度の3月31日までに一括納付するものとする。

(5) 売上手数料の算定方法、売上報告の方法、納付方法等の詳細は、契約書、仕様書及び研究機構の指定（必要に応じ別紙）による。

3 入札に付する事項

(1) 入札対象

自動販売機を設置するための「売上手数料率（%）」（飲料売上に対する率）とする。

(2) 貸付場所、上限寸法及び最低手数料等

所在地 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター東館及び西館

※詳細な貸付場所は別紙図面を参照のこと。

入札番号	貸付場所	区画寸法 (占有範囲上限)	設置可能台数	販売品目・条件	最低売上手数料率
I	東館1階 屋内	幅2,500mm×奥行 900mm (回収ボックス 等付属物を含め区画内 に収めること) / 高さ は各機器おおよそ 2,000mm以内	最大2 台(※)	酒類を除く飲料及び食品 (いずれか一方のみの販 売は不可)。酒類及びたば この販売は禁止。飲料販 売機は災害救助ベンダー 必須(仕様書3(6))	飲料総売上額 (消費税及び 地方消費税 込)の10.0% (食品は0%)
II	西館5階 屋内	同上	最大2 台(※)	同上	同上

※2台設置する場合は飲料専用機1台+食品専用販売機1台に限る。飲料・食品併売機の場合は1台として扱う(仕様書の定めによる)。

(3) 貸付期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

ただし、以下の場合を除き、翌4月1日付けにて自動で1年間の契約更新を行う。

- ・著しく利用者が少ないと研究機構が判断した場合
- ・衛生管理上の問題があると研究機構が判断した場合
- ・その他管理運営に重大な支障があると研究機構が判断した場合

契約更新を行わない場合、研究機構は契約終了日の3か月前までに更新を拒否する旨を通知するものとする。

なお、更新する際は1年度毎とし、最長で令和11年3月31日まで更新できることとする。

(4) 要領

- ① 入札は、(2)の入札番号毎に、それぞれの自動販売機の売上手数料(%)について行う。

入札にあたっては、(2)に記載する最低売上手数料率以上であり、かつ最も高い手数料率(%)を記載した者を落札者とする。

- ② 入札参加者は、入札I、入札IIの一方または両方に参加することができる。この場合、それぞれの入札に対して手数料率(%)を入札するものとする。

- ③ 入札番号順に入札を行い、落札者はそれ以降の入札にも参加することができる。

4 現地確認

現地確認日：令和8年2月9日10時～12時または14時～16時

希望者は令和8年2月5日16時までに担当者へ電話で希望時間を連絡し、現地確認時間を調整すること。

担当者：(公財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 管理部財務課
佐々木、愛久澤、樺谷
電話番号 078-262-5585

5 質疑応答

募集要項等について質問がある場合、電子メールでのみ質問を受け付ける。

電子メール送信先：zaimu-kifu@dri.ne.jp

電子メールには、会社名、担当者氏名、担当者連絡先電話番号、質問タイトル、質問内容を必ず記入すること。

電子メールによる質問は、令和8年2月2日9時から令和8年2月10日16時まで受け付ける。

質問者には電子メールで令和8年2月13日目途に回答する。

また、全ての質問は阪神・淡路大震災記念人と防災未来センターホームページ上で令和8年2月17日目途に公表する。ただし質問が全く無い場合は公表しない。

6 入札参加申請

入札に参加を希望する者は、入札参加申請書を提出し、入札参加資格を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期間

令和8年2月16日から令和8年2月19日までの10時～12時または13時～16時

(2) 提出場所

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2

(公財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 管理部財務課

(担当：佐々木、愛久澤、樺谷)

(3) 提出書類 (提出部数各1部)

提出書類	
①	入札参加申請書 (様式1)
②	商業登記簿謄本 (履歴事項全部証明書)
③	印鑑証明書 ※法人実印の証明書
④	設置する自動販売機のカタログ

※②、③は発行後3か月以内の原本とする。

(4) 提出方法

提出期間内に必要書類を提出場所へ直接持参するものとする。

(※郵送、電話、FAX、インターネットによる受付は一切行わない)

7 入札参加資格の確認等

上記6（3）の提出書類により入札参加資格の有無を確認し、令和8年2月27日目途に申請者あて入札参加資格の確認結果を発送する。

なお、参加資格のある者に対しては、入札書、委任状及び入札参加にあたっての留意事項等を送付する。ただし、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には入札参加資格を取り消す。参加資格を取り消した場合、既に納入された書類等は返却しない。

8 入札及び開札の日時並びに場所

- （1）入札名：自動販売機設置場所貸付I（人と防災未来センター東館1階屋内設置分）
日時 令和8年3月10日 11時00分開始
場所 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター東館6F第1・第2会議室
- （2）入札名：自動販売機設置場所貸付II（人と防災未来センター西館5階屋内設置分）
日時 令和8年3月10日 11時10分開始
場所 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2
阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター東館6F第1・第2会議室
※公共交通機関の利用をお願いします。駐車場の利用はできません。

9 設置者費用負担

設置者は、次に掲げる費用を負担する。

- （1）自動販売機設置料（使用料、売上手数料、電気料）
（2）自動販売機の設置、維持管理及び撤去にかかる全ての費用（仕様書の定めによる）

10 使用許可申請の手続き

落札者は、令和8年3月17日16時までに次の書類を研究機構管理部財務課担当へ提出すること。

- （1）阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター利便施設事業申請書（様式2）
（2）設置する自動販売機のカタログ
（3）飲料販売機の災害救助ベンダー対応（無償提供方法、専用キー・操作等）が確認できる資料（カタログ記載でも可）
※様式2は落札後に落札者へ配布する

11 設置時の注意点

基本的な設置場所（入札I：東館1階または入札II：西館5階）は別紙図面により指定していますが、詳細な設置位置については、研究機構が別途指定する。設置時には安全性に充分配慮すること。

なお、設置機器及び回収ボックス等の付属物は、仕様書に定めるとおり区画内に収めること。

12 契約終了時の注意点

契約終了時は、契約終了日から 14 日以内に自動販売機を撤去し、設置場所を現状（設置前の状態）に復帰させること。

13 問合せ先

〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通 1 – 5 – 2
(公財) ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 管理部財務課
E メール zaimu-kifu@dri.ne.jp